

南伊豆町指名競争入札等に係る指名基準

(目的)

第1 この基準は、南伊豆町契約規則（平成26年南伊豆町規則第10号）第20条の規定に基づき、南伊豆町（以下「町」という。）が行う指名競争入札及び見積り合わせによる随意契約（以下「発注工事等」という。）に参加させようとするもの（以下「入札等参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、発注工事等に関する透明性、公平性及び競争性を確保し、厳正かつ公正な執行を図ることを目的とする。

(指名の判断事項)

第2 南伊豆町建設工事等指名競争入札参加者選定委員会又は発注担当者は、入札等参加者について、次に掲げる事項を調査のうえ適格性を判断するものとする。

- 1 経営及び信用の状況
- 2 町における指名及び受注の状況
- 3 他の官公庁及び民間における実績
- 4 施工（履行）済の町発注工事等の施工（履行）成績
- 5 町発注工事等に対する地理的条件（営業所の所在地等）
- 6 町発注工事等についての技術的、能力的適正性
- 7 町発注工事等の内容に適した専門性
- 8 安全管理及び労働福祉の状況
- 9 地域貢献活動の状況
- 10 その他特殊な事情

(指名方法)

第3 指名業者は、第2により適格性を有すると判断された入札等参加者の中から選定するものとする。また、指名業者の選定基準及び選定順位は次に掲げるとおりとし、指名が特定の入札等参加者に偏らないように選定するものとする。なお、建設工事において発注する規模、難易度で指名を行う場合にあつては、経営規模等評価結果通知書の総合評価値等により判断するものとする。

- 1 南伊豆町競争入札参加資格者名簿に登載されているもの
- 2 町内に主たる営業所等の所在地を有するもの。ただし、町内に主たる営業

所等の所在地を有する業者数が第5の各号に規定する業者数に満たない場合は、賀茂郡内（下田市を含む。）、静岡県東部内、静岡県内、関東（東京都、神奈川県）、全国の順位で業者を選定する。

- 3 発注工事等の特殊性を考慮し、施工（履行）する能力があると認められるもの
- 4 同種又は同類の町既発注工事等の施工（履行）実績があるもの（格付け等による指名）

第4 町独自の格付け及びランク付けによる業者の指名は行わない。

（指名業者数）

第5 指名競争入札による指名業者数は、南伊豆町財務規則（昭和58年南伊豆町規則第4号）第108条のとおりとする。なお、見積り合わせによる随意契約の場合にあつては、次に掲げるとおりとする。ただし、専門性が高い等の理由により、指名可能な入札等参加者数が限られる等やむを得ない場合においては、この限りでない。

- 1 予定価格が5万円未満のものは、1者以上とする。
- 2 予定価格が5万円以上50万円未満のものは、2者以上とする。
- 3 予定価格が50万円以上のものは3者以上とする。

（指名の制限）

第6 南伊豆町建設工事等指名競争入札参加者選定委員会又は発注担当者は、次に掲げる各号のいずれかに該当するものを指名することができない。

- 1 南伊豆町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成12年南伊豆町要綱第22号）に基づく指名停止期間中又は指名停止に付そうとしているもの
- 2 施工（履行）済の町発注工事等において、不正又は不誠実な行為を行ったもの
- 3 施工（履行）済の町発注工事等の施工（履行）成績が不良であり、契約の相手方として不適當であると認められるもの
- 4 経営状況が著しく不健全であるもの
- 5 暴力団関係者であると認められたもの
- 6 前各号のほか、第2の各号を調査した結果、指名することが不適當と認め

られるもの

(災害時等の指名)

第7 災害時又は緊急の必要による発注工事等の指名等、特に必要があると認められる時は、この基準と異なる取扱いをすることができる。

(その他)

第8 制限付き一般競争入札における入札参加資格要件の選定にあっても、この基準の例による。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。